

# わかしかに 広報

□ 発行 / 新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集 / 総務課 □ 毎月10日・25日発行

## 選挙執行にあたって

西川町選挙管理委員会  
委員長 朝妻武明

街頭のあちこちで立候補者の声  
がなりびびき、毎日緊張した空気  
の中に、選挙戦もあわたしさを  
増しています。

ご承知のとおり、来る十二月五  
日には第三十四回衆議院議員総選  
挙が、また十二月十二日には参議  
院新潟県選出議員補欠選挙が行わ  
れます。本県では、いわゆる「ダ  
ブル選挙」が行われることになり  
ます。

いつも選挙になりますと、繰り  
返し言われることですが、特にこ  
のたびの選挙について、ご協力を  
お願いしたいことがあります。

それは、「棄権は絶対にしてな  
いように」と言うことです。  
言うまでもなく、選挙は議会制  
民主政治の根幹をなすものであり、  
有権者が自由に表明した意思に基  
づき、明るく行われるべきもので  
す。選挙権を行使することは、私

たちが国政に参加しえる一番の近  
道です。どうか国政への関心を高  
めると同時に投票総参加の意義を  
理解され、一人の棄権者もなく、  
誘い合わせて投票されるようお願い  
いたします。

特に、参議院補欠選挙について  
は、投票率の低下が非常に心配さ  
れておりますので、投票参加につ  
いてご協力をくれぐれもお願いす  
る次第です。

西川町の投票率も徐々にではあ  
りますが、上昇し、他町村と肩を  
ならべるには、あと一歩のところ  
まで近づいております。  
重ねてみなさんのご理解とご協  
力をお願いいたします。

私はいま、みなさんと呼びかけ  
たい。心がけようきれいな選挙  
と、必ず投票しようみんなの一票  
を。

### 心がけよう きれいな選挙を

選挙は、議会制民主政治の基盤  
であり、みんなが自  
由な意思によって行  
わなければならない  
ということ、だれ  
もがよく知っている  
ことだと思います。

西川町明るい選挙推進協議会  
会長 田子了秀

いままでの投票をみますと、残  
念ながら当西川町の投票率は、郡  
内十一か町村の最低でした。

「二十歳の自覚は選挙から」と  
いわれています。特に若者たちは、

選挙の意義と投票の義務をよく認  
識し、必ず投票する”ように努  
めていただきたいと思えます。

新聞をはじめ、マスコミの報ず  
る社会環境には、いろいろ論を必  
ず

要とすることがらも数多くあると  
思えます。これらのひとつひとつ  
は、われわれが国政への関心を高  
めるとともに、投票に参加するこ  
とによって、ペールをはぐよう

して解決していくものであると信  
じます。  
来る十二月五日は衆議院議員総  
選挙です。

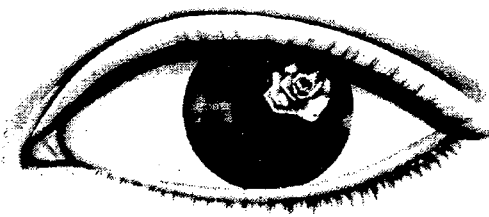
一家そろってルールを守り、き  
れいな選挙”と、必  
ず投票する”よう心  
がけていただきたい  
と思えます。

投票率のみで判断  
はできませんが、郡  
内最低の”無関心さ”を返上し、  
よりよい地域社会にするよう心が  
けていただきたいと思えます。

## 確かな目で

### きれいな選挙

12月5日 衆議院選挙  
12月12日 参議院選挙



ルールを守ったきれいな選挙が、  
明るい明日の日本へつながります

**不在者投票**  
 ・衆議院選挙は  
 12月4日まで  
 ・参議院選挙は  
 12月11日まで

**開票の場所と日時**  
 場所 西川町役場  
 日時 ○十二月五日  
 衆議院議員総選挙  
 最高裁判所裁判官国民審査  
 ○十二月十二日  
 参議院新潟県選出議員補  
 欠選挙  
 ○時間はいずれも、午後七  
 時三十分からです。

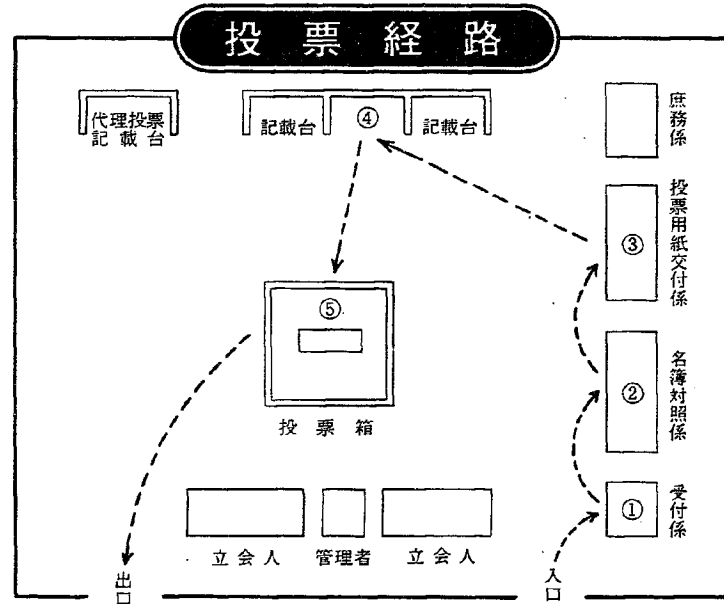
**投票所とその区域**  
 投票所の区域は、次のとおり定められてあります。ご覧のうえ、あなたの属する投票所へ間違いないようにお出かけください。

### 投票所とその区域

投票区名	投票所	投票所の区域
第1投票区	鎧郷保育園	通称 榎島・西汰上・中島・下山・平野・川崎
第2投票区	西川町役場分館	通称 押付・矢島・天竺堂・真田・藤見町・旗屋・松崎・学校町・水道町・新栄町
第3投票区	西川町役場	通称 鱧・一番町・二番町・三番町・四番町・五番町・六番町・七番町・八番町・九番町・東町・朝日町・千隈町・大正通・六分・見帯・善光寺・桑山・新川
第4投票区	升潟小学校	通称 上組・中作・中村・三ツ屋・下組・新田・大潟・浦村・大関
第5投票区	貝柄事務所	通称 升岡・川西・与兵衛野・堀上・貝柄・三角野



**投票時間**  
 午前七時から午後六時まで  
 十二月五日に行われる衆議院議員総選挙（最高裁判所裁判官国民審査もこの日に行われます）と十二月十二日に行われる参議院新潟県選出議員補欠選挙の投票時間は同じです。



**投票所での「投票」の方法**  
 投票は、次の順序で行われます。  
 ①投票所へ入ったら、受付係へ「入場券」をお出しください。  
 ②受付係で受付を終えた入場券は、名簿対照係にまわります。名簿対照係では投票しようとする選挙人が、名簿に登録されている本人であるかどうかを名簿と対照し、確認します。  
 ③これが済むと、投票用紙交付係が、入場券と引き換えに投票用紙を交付します。  
 ④次に、投票記載場所に用意してあるエンピンを用以て、候補者の氏名を記載してください。  
 ⑤記載を終えた投票は、投票箱に投かんし、すべて投票は終了となります。

**投票用紙の区分**  
 このたび行われる選挙に用いられる投票用紙は、それぞれ次のとおり色分けされています。  
 ○十二月五日に行われる衆議院議員総選挙の投票用紙は、白地に赤色のインクで印刷してあります。  
 これと同時に用いられる最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙は、白地に黒色のインクで印刷してあります。  
 ○十二月十二日に行われる参議院新潟県選出議員補欠選挙の投票用紙は、白地に緑色のインクで印刷してあります。

**代理投票**  
 投票したいが、  
 ①手をけがした  
 ②目をいためた  
 ③字が読めないで自分で候補者の名前を書くことができない  
 などという人のために「代理投票」という制度があります。代理投票をした人は、投票所に行つて係員に申し出てください。係員二人がその人に代わって書いてくれます。  
 その方法は、一人が選挙人の言う候補者の名前を書き、もう一人

**入場券について**  
 あなたの入場券は、届きましたでしょうか。(十二月十二日に行われる参議院新潟県選出議員補欠選挙の入場券は、十二月六日にお届けする予定です)  
 十二月五日に行われる衆議院議員総選挙に使われる入場券は、白地に茶色のインクで印刷してあります。  
 また十二月十二日に行われる参議院新潟県選出議員補欠選挙に使われる入場券は、白地に青色のインクで印刷されています。  
 投票にお出かけの際は、入場券をお確かめのうえ、入場券に記載されている投票所へご持参ください。  
 なお、入場券が届かない人、または記載事項に誤りなどがあります。

**区分**  
 が選挙人の言った候補者の名前が正しく書かれているかどうかを確かめます。この場合、選挙人がだれに投票したかという秘密は固く守られます。  
 もちろん、選挙人の代理で書いた人と立ち会った人にはわかりませんが、これを他に知らせると重い罪(二年以下の禁錮または十万円以下の罰金)を受けることになってしまいますので、安心して投票してください。

### 部落別投票の状況

投票区名	部落名	昭和47年12月10日執行衆議院議員総選挙				昭和47年12月17日執行参議院新潟県選出議員補欠選挙			
		有権者数	投票者数	投票率	成績順位	有権者数	投票者数	投票率	成績順位
第一投票区	横 島	98	80	81.63	17	98	46	46.94	32
	西 汰 上	149	128	85.91	8	149	88	59.06	11
	中 島	45	34	75.56	35	45	24	53.33	19
	下 山	345	285	82.61	14	345	197	57.10	14
	川 崎	140	116	82.86	13	140	88	62.86	8
	平 野	118	110	93.22	1	118	85	72.03	3
	計	895	753	84.13		895	528	58.99	
第二投票区	押 付	269	227	84.39	10	269	150	55.76	15
	矢 島	229	185	80.79	21	229	118	51.53	24
	天 竺 堂	147	128	87.07	7	147	81	55.10	16
	真 田	138	126	91.30	4	138	94	68.12	4
	学 校 町	327	263	80.43	22	327	196	59.94	10
	水 道 町	51	43	84.31	11	51	39	76.47	2
	大 正 通	68	46	67.65	48	68	31	45.59	34
	藤 見 町	145	119	82.07	15	145	76	52.41	22
	旗 屋	234	184	78.63	27	234	108	46.15	33
	松 崎	71	51	71.83	42	71	25	35.21	40
	計	1,679	1,372	81.72		1,679	918	54.68	
第三投票区	總 第 1 区	465	370	79.57	25	465	240	51.61	23
	總 第 2 区								
	總 第 3 区								
	一 番 町	78	64	82.05	16	78	50	64.10	7
	二 番 町	114	89	78.07	29	114	60	52.63	21
	三 番 町	79	60	75.95	33	79	43	54.43	18
	四 番 町	155	121	78.06	30	155	89	57.42	12
	五 番 町	128	101	78.91	26	44	83	64.84	6
	六 番 町	187	136	72.73	39	187	107	57.22	13
	七 番 町	146	104	71.23	45	146	73	50.00	28
	八 番 町	210	171	81.43	18	210	115	54.76	17
	九 番 町	131	97	74.05	37	131	49	37.40	39
	東 町	152	103	67.76	47	152	52	34.21	41
	朝 日 町	109	87	79.82	23	109	67	61.47	9
	千 隈 町	41	36	87.80	5	41	33	80.49	1
	六 分	339	255	75.22	36	339	162	47.79	30
	見 帯	243	191	78.60	28	243	120	49.38	29
善 光 寺	252	196	77.78	31	252	120	47.62	31	
桑 山	113	86	76.11	32	113	54	47.79	30	
新 川	80	57	71.25	44	80	22	27.50	46	
	計	3,022	2,324	76.90		3,022	1,539	50.93	
第四投票区	上 組	143	103	72.03	41	143	48	33.57	42
	中 作	54	41	75.93	34	54	23	42.59	36
	中 村	86	79	91.86	3	85	43	50.59	27
	三 ツ 屋	84	67	79.76	24	83	33	39.76	38
	下 組	94	76	80.85	20	94	48	51.06	25
	新 田	62	54	87.10	6	62	33	53.23	20
	大 湯	136	110	80.88	19	136	59	43.38	35
	浦 村	109	92	84.40	9	109	32	29.36	45
大 関	95	68	71.58	43	95	38	40.00	37	
	計	863	690	79.95		861	357	41.46	
第五投票区	升 岡	188	132	70.21	46	188	60	31.91	43
	川 西	117	73	62.39	49	117	32	27.35	47
	与 兵 衛 野	104	75	72.12	40	104	52	50.00	28
	堀 上	43	40	93.02	2	43	28	65.12	5
	貝 柄	69	58	84.06	12	69	35	50.72	26
	三 角 野	37	27	72.97	38	37	11	29.73	44
	計	558	405	72.58		558	218	39.07	
合 計		7,017	5,544	79.01		7,015	3,560	50.75	